

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の 届出手続きに係るお願いとQ&A

### 【問合せ時のお願い】

○厚生労働省の通知をご一読いただいた上で、ご不明な点があれば、通知をお手元にご用意いただき、問合せ先にお問合せください。

○a～cのグループ分け方法など制度の柔軟性については、一律にお示しすることはできません。法人の配分方法の考え方を具体的に提示いただいて問い合わせいただくと、回答をスムーズに行うことができます。

### 【問合せ先】

東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 処遇改善加算担当(障害福祉) 電話:03-5320-4230

### <Q&A>

新規加算：福祉・介護職員等特定処遇改善加算 既存加算：福祉・介護職員処遇改善（特別）加算

No.	質問・要望	回答
1	新規加算の届出様式はどこから入手すれば良いか。	東京都障害者サービス情報からダウンロードください。 「書式ライブラリ」(トップページの左のバナー)→「B 処遇改善(特別)加算等に係る様式類」→「令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算」
2	既存加算を未取得ですが、届出は可能か。	既存加算ⅠからⅢを取得していることが要件となります。新規加算の届出を行う場合は、別途、既存加算ⅠからⅢの届出を行ってください。
3	既存加算のⅣ、Ⅴまたは特別加算を取得していますが、届出は可能か。	既存加算ⅠからⅢを取得していることが要件となります。新規加算の届出を行う場合は、別途、既存加算ⅠからⅢの変更の届出を行ってください。
4	既存加算の新規または変更の届出はどのようにしたら良いか。	東京都障害者サービス情報から届出様式をダウンロードして、届出書類を提出ください。 「書式ライブラリ」(トップページの左のバナー)→「B 処遇改善(特別)加算等に係る様式類」→「平成31(2019)年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算」
5	令和元年9月2日(月)までに届出書を提出できなかった場合、どうなるか。	令和元年10月15日(火)【必着】で届出いただいた場合、令和元年11月1日からの算定(12月請求から)となります。 以後、15日(必着)で届出いただいた場合、翌月1日からの算定となります。
6	高齢分野で届出書を提出しましたが、障害分野でも届出書を提出する必要があるか。	高齢分野と障害分野の双方で新規加算の算定を行うには、それぞれの分野で届出が必要です。高齢分野と障害分野では提出≠切等が異なりますので、ご注意ください。
7	高齢分野の届出はどのようにしたら良いか。	高齢分野の届出につきましては、東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者担当(03-5320-4343(直通))にご連絡ください。
8	新規加算Ⅰで届出を行うために、福祉専門職員配置等加算(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあたっては特定事業所加算)を取得したいが、どのようにしたら良いか。	各サービスの指定所管に手続きをお問い合わせください。 各サービスで書類の提出≠切等が異なりますので、ご注意ください。 【東京都障害者サービス情報】 「書式ライブラリ」(トップページの左のバナー)→「障害者施策推進部問い合わせ先」
9	人材確保等支援助成金(介護・保育労働者雇用管理制度助成コース)について知りたい。	詳細は、東京労働局にお問い合わせください。 東京労働局ハローワーク助成金事務センター 助成金第二係 電話:03-5332-6924

No.	質問・要望	回答
10	新規加算届出書類の一式が完成したので、提出したい。	<p>提出先は、以下のとおりです。</p> <p>(1) 東京都担当部署 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課 処遇改善加算担当(障害福祉) 電 話:03-5320-4230 受付時間:午前9時から正午、午後1時から午後5時30分まで(平日のみ)</p> <p>(2) 八王子市担当部署(※八王子市へ提出する場合) 〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市福祉部障害者福祉課事業者指定担当 電 話:042-620-7245 受付時間:午前8時30分から午後5時まで(平日のみ)</p>